四半期報告書

(第86期第2四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

サッポロホールディングス株式会社

			頁
表	紙		1
第一	一部	S 企業情報 ······	2
身	年1	企業の概況	2
		1 主要な経営指標等の推移	2
		2 事業の内容	3
		3 関係会社の状況	3
		4 従業員の状況	3
身	第2	事業の状況	4
		1 生産、受注及び販売の状況	4
		2 事業等のリスク	4
		3 経営上の重要な契約等	4
		4 財政状態及び経営成績の分析	5
穿	第3	設備の状況	17
穿	94	提出会社の状況	18
		1 株式等の状況	18
		(1) 株式の総数等	18
		(2) 新株予約権等の状況	18
		(3) ライツプランの内容	18
		(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
		(5) 大株主の状況	19
		(6) 議決権の状況	21
		2 株価の推移	21
		3 役員の状況	21
舅	第5	経理の状況	22
		1 四半期連結財務諸表	23
		(1) 四半期連結貸借対照表	23
		(2) 四半期連結損益計算書	25
		(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
		2 その他	33
第_	二部	3 提出会社の保証会社等の情報	34
[四	日半	.期レビュー報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第86期第2四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 サッポロホールディングス株式会社

【英訳名】 SAPPORO HOLDINGS LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 隆男

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

【電話番号】 03(5423)7213(経理部)

【事務連絡者氏名】 経理部長 秋山 敏文

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

 【電話番号】
 03(5423)7213(経理部)

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 秋山、敏文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

	·		
回次	第86期 第2四半期連結 累計期間	第86期 第2四半期連結 会計期間	第85期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(百万円)	182, 413	100, 791	414, 558
経常利益(百万円)	518	4, 339	10, 526
四半期(当期)純利益又は四半 期純損失(△)(百万円)	△738	2, 546	7, 640
純資産額(百万円)	_	113, 597	116, 862
総資産額(百万円)	_	497, 738	527, 286
1株当たり純資産額(円)	_	289. 29	297. 60
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は四半期純損失金額 (△)(円)	△1.88	6. 50	19. 49
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額(円)	_	6. 14	18.89
自己資本比率(%)	_	22. 8	22. 1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2, 584		22, 291
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12, 171		16, 856
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3, 821	_	△22, 207
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高(百万円)	_	8, 924	22, 217
従業員数(名)	_	3, 931	3, 858

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 第86期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第2四半期連結会計期間において、安曇野食品工房㈱を持分法適用関連会社としております。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 安曇野食品工房㈱ (注) 1、2	長野県松本市	495	飲料事業	49. 0 (49. 0)	-

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2. 議決権の所有割合の() 内は、間接所有割合で内数であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	3, 931 (3, 949)
---------	-----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 () 内は、当第2四半期連結会計期間の平均臨時従業員数を外数で表示しております。
- (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	59	(3)
---------	----	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 () 内は、当第2四半期会計期間の平均臨時従業員数を外数で表示しております。

第2【事業の状況】

- 1 【生産、受注及び販売の状況】
 - (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における酒類事業の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高 (kl)
酒類事業 (ビール・発泡酒・新ジャンル等)	223, 143
酒類事業 (ワイン・焼酎等)	10, 575

(2) 受注実績

当社グループ(当社及び連結子会社)ではほとんど受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
酒類事業	79, 873
飲料事業	8, 299
外食事業	7, 032
不動産事業	5, 585
計	100, 791

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、第85期有価証券報告書に記載の「ギネスビールの販売契約」(契約締結先: DIAGEO IRELAND)については、5月11日付けで合意解約書を締結、5月31日をもって契約を終了しています。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

また、当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」および「(2)キャッシュ・フローの 状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていません。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間は、飲料事業の不採算取引の見直し、外食需要減退などにより、連結売上高1,007億円(前年同期比10億円、1%減)となりました。一方、コスト面において、会計制度変更による減価償却費の増加や棚卸資産廃棄損の営業費用計上など特殊要因がありましたが、コストコントロールを徹底し、営業利益47億円(前年同期比22億円、92%増)、経常利益43億円(前年同期比25億円、148%増)、四半期純利益25億円(前年同期比103億円、80%減)となりました。なお、四半期純利益における前年同期との主な差異は、前年に固定資産売却益を計上したことによるものです。

[酒類事業]

(国内酒類事業)

第2四半期の国内ビール類総需要は前年同期比102%になったと推定されます。第1四半期に引き続き、ビール類総需要においては、ビールと発泡酒が前年同期比で減少し、新ジャンルが前年同期比125%と大幅に伸長しました。

このような中、当社国内酒類事業は、ビール類合計の売上数量は前年同期比 108%となりました。主力の「サッポロ黒ラベル」は第 1 四半期はビールカテゴリー減少の影響を受けましたが、第 2 四半期はほぼ前年並みで推移しました。また「エビス」ブランドは、第 1 四半期の「シルクエビス」に続き第 2 四半期では「エビス超長期熟成 2009」を発売し、「エビス」ブランド合計では前年同期比 108%となりました。一方、新ジャンルでは、 3 月に発売した「冷製SAPPORO」が十分に話題喚起できなかったものの、リニューアルを実施した「麦とホップ」が順調に売上を伸ばし、 6 月には発売以来、初めて月間 100 万函を超えることができました。この結果、当社新ジャンル全体の売上数量は前年同期比 149%と新ジャンル総需要の伸びを上回りました。第 2 四半期のビール類全体の売上高は、前年同期比 5% 増となりました。

国産ワインは、「グランポレール」が順調に推移しましたが、昨年実施した低価格帯商品の値上げの影響で売上数量が減少しました。また、輸入ワインは「イエローテイル」を中心に販売を展開しましたが、売上数量は前年よりやや減少しました。この結果、国産・輸入合計の売上高は前年同期比9%減少しました。

焼酎事業は、「和ら麦」「からり芋」等乙類焼酎の業務用市場への浸透や大容量商品の売上が順調であったことから、売上高は前年同期比104%と、増収となりました。

コスト面においては、会計制度変更による費用増加、販売促進費の支出増および品種構成の変化による原価高の 影響を経費圧縮により吸収しました。

以上の結果、国内酒類事業の売上高は737億円(前年同期比26億円、4%増)、営業利益33億円(前年同期比29億円、618%増)となりました。

(国際酒類事業)

北米のビール市場は、昨年秋以降の米国経済の著しい減速が個人消費にも波及し、総需要は $2\sim3$ %程度の減少になったものと推定されます。米国産ビール(特に低価格帯のブランド)は比較的堅調ですが、総じてプレミアム 価格帯で販売される輸入ビールは10%程度の減少となっています。また、景気の影響を受けて家庭用市場での需要は堅調である一方、業務用市場での需要は減少しています。北米以外の市場においても、景気後退の影響を受けて需要が伸び悩む地域も見られます。

その中で、当社は得意とするプレミアム市場に対し積極的な販売活動を行い、カナダのスリーマン社の売上数量(サッポロブランドの委託生産分を除く)は前年同期比111%となりました。一方、サッポロUSA社のサッポロブランドの売上数量は、スーパープレミアム価格帯での販売であり、かつ業務用市場での売上構成比が高いため前年同期比86%となりました。

以上の結果、国際酒類事業の売上高は、現地通貨建の業績は前期を上回るものの為替の影響により円建の金額が 目減りし61億円(前年同期比13億円、18%減)、営業利益は2億円(前年同期比1億円、35%減)となり ました。

「飲料事業

飲料業界は、個人消費の低迷を背景に各社新商品の発売も売上増に繋がらず、前年同期比98%程度と縮小したものと推定されます。

このような中で、当社飲料事業は、昨年に引き続き持続的な利益体質への転換に向けた戦略と存在意義を確立す

るブランド構築を推進しました。

具体的には、天然炭酸水「ゲロルシュタイナー」について、TVCM、消費者キャンペーンを実施し、お客様接点の拡大・店頭での活性化など市場への定着を図りました。また「リボン」シリーズについては、本年100周年を迎えた「リボンシトロン」を中心に受注キャンペーンを実施し、販売間口の拡大を積極的に進めるなど、既存ブランド商品の育成・強化策を中心としたマーケティング戦略を展開しました。

コスト面においては、生産拠点の最適化や原材料調達コストの適正化、製品・原材料の廃棄ロスの削減など原価 低減施策を展開し、安定した収益基盤の確保のための施策を積極的に展開しました。

また、食品事業においては、油で揚げないポテトチップス「サッポロ ポテかるっ」を今春より発売しています。

以上の結果、売上数量につきましては前年同期比81%、売上高は82億円(前年同期比18億円、18%減)、営業利益は1億円(前年同期比2億円、58%減)となりました。

「外食事業]

外食業界は、景気の低迷が続いていることにより、ファーストフードなどの低価格な業態に比較して、ディナーレストランや居酒屋などの客単価の高い業態の落ち込みが大きくなっています。また、5月には関西地方を中心に、新型インフルエンザによる大きな需要の落込みが見られました。

当社外食事業も、個室でご宴会コースを提供している比較的客単価の高い店舗の落ち込みが大きく、既存店売上の前年割れが続いています。

このような状況への対応として、季節のおすすめメニューの価格帯の引き下げや、低価格な小皿メニューの販売などを行いました。また、人件費および店舗改装の凍結などによる諸経費の抑制を図り、コストの圧縮に努めました。

新規出店としては、当第2四半期には、4月に「かこいや霞が関ビル店」を開店しましたので、年初からの出店数は6店舗となりました。一方、5月末に1店舗を閉鎖しましたので、当期末の店舗数は209店舗となりました。

以上の結果、外食事業の売上高は70億円(前年同期比3億円、5%減)となり、営業損失は0億円(前年同期は1億円の営業利益)となりました。

「不動産事業]

不動産業界は、オフィス賃貸市場において空室率の上昇基調や賃料水準の下落基調が続いており、厳しさが増しています。一方で、不動産売買市況については、金融市場の信用収縮等により、不動産価格は下落傾向にあります。

このような中で、当社の不動産事業は、恵比寿ガーデンプレイスなど首都圏を中心とした既存物件において、稼働率と賃料水準の維持向上と一層のコスト削減に向けた取り組みを進めましたが、高級賃貸マンションの稼働率が伸び悩む等、景気や市況悪化の影響も受けました。不動産開発については、恵比寿地区の商業施設「MLB café TOKYO」・新宿地区のオフィスビル・名古屋地区の分譲マンション「千種ガーデンテラス」について、取り組みを進めました。また、新規の収益物件取得については、8月に恵比寿地区のオフィスビル「恵比寿スクエア」を取得する予定です。

以上の結果、不動産事業の売上高は55億円(前年同期比0億円、1%減)、営業利益は<math>17億円(前年同期比0億円、1%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第1四半期連結会計期間末に比べ94億円(51%)減少し、当第2四半期連結会計期間末には89億円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。 (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は36億円(前年同期比15億円、30%減)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益41億円、減価償却費57億円、未払酒税の増加41億円等の収入要因と、売上債権の増加72億円、預り金の減少60億円等による支出要因によるものです。なお、預り金の減少は主に、ビールギフト券の販売終了に伴う影響によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は72億円(前年同期は396億円の収入、主に恵比寿ガーデンプレイスの15%を共有持分として売却したことによる影響)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出52億円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は58億円(前年同期比389億円、87%減)となりました。これは主に、長期借入れによる収入100億円があった一方、短期借入金の減少116億円、長期借入金の返済による支出37億円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等 (会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項) は次のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、持株会社として、国内酒類事業、国際酒類事業、飲料事業、外食事業及び不動産事業を主体とする当社 グループの事業の全体にわたる経営を統括するという当社の経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並 びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当 社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現す ることのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの基本的な経営方針、あるいは当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール(詳細については、Ⅲ 3. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断されるものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主の共同の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記Ⅲで記載するものの他、以下の取り組みを行っております。

1 . サッポログループ新経営構想に基づく取り組み

当社グループでは、平成19年10月に、グループ創業140周年に当たる平成28年(2016年)を目標地点とした「サッポログループ新経営構想」を発表しました。

この「サッポログループ新経営構想」では、当社グループが保有する資産や強みを活かした事業展開を行うため、「食品価値創造事業」、「快適空間創造事業」を事業ドメインとします。この事業ドメインにて、更なる成長と収益向上を図るとともに、新たなビジネスチャンスを見出し、当社グループの次代の成長を支える新規事業創出を図ります。

今後、当社グループは、「サッポログループ新経営構想」に則り、長期的な目標を見据えた堅実な経営を実践するとともに、経営資源配分の見直しや戦略的投資などにより競争力を高める"攻めの経営"を推し進め、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。また、引き続きCSR経営を「グループの持続的な発展を支える重要

な戦略」の一つとして位置付け、当社グループ内での一層の実践を進めます。

なお、「サッポログループ新経営構想」における基本的な戦略課題は、以下のとおりです。

①高付加価値商品・サービスの創造

それぞれの事業において、最も競争力がある分野に経営資源を集中し、資本効率の最大化を図るとともに、継続的な市場優位性を構築します。特に、グループ共通価値を「お客様に共感いただける価値ある商品・サービスの提供」に置き、「高付加価値」を創造します。

②戦略的提携の実施

事業の競争優位性をスピーディかつ大規模に構築していくために、グループ企業単独での事業運営にこだわらず、当社グループが保有する強みの拡大や機能の補完、ノウハウの取得などができる有力なパートナーとの戦略的提携を推進します。

③国際展開の推進

酒類のみならず飲料・食品の事業分野で、海外市場における事業展開を図ります。保有する技術力や業務提携などを活かし、海外市場でのブランド構築を目指した取り組みを進めます。

④グループシナジーの拡大

グループ企業や組織の枠組みにとらわれない柔軟な連携・協働を進め、事業相互間での更なるシナジーを追求します。

2. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、平成15年7月に純粋持株会社体制に移行し、以下のとおり、グループの経営理念、経営の基本方針、並びにグループ経営の基本原則に基づき、当社グループのグループガバナンス体制を構築しています。

(1) グループの経営理念、経営の基本方針

サッポログループは、『潤いを創造し 豊かさに貢献する』を経営理念に掲げ、また『ステークホルダーの信頼 を高める誠実な企業活動を実践し、持続的な企業価値の向上を目指す』ことを経営の基本方針として、持続的な成 長と収益によってグループ全体の企業価値を向上させ、将来にわたってステークホルダーに貢献していくことを目 指しています。

(2) グループ経営の基本原則

サッポログループは、純粋持株会社体制の下、次のとおりグループ経営の基本原則を定め、各事業部門の自主性を維持しつつ、サッポログループの全体最適とシナジーの創出を追求し、企業価値の最大化を目指しています。 <グループ全体最適の原則>

グループ企業は、サッポログループの価値最大化及び全体最適を前提として、それぞれの事業活動に注力し、ひいてはグループ連結業績向上に貢献する。

<自主独立の原則>

グループ企業は、設立の趣旨及びサッポログループの経営方針に基づくそれぞれのミッションの実現に向けて、経営基盤の強化を図るとともに、各々の自立を目指す。

持株会社であるサッポロホールディングス社は、グループ企業社長に当該企業経営に必要な執行権限を委ね、グループ企業社長はその経営責任を負う。あわせて、サッポロホールディングス社は、グループ企業の成長・発展のために必要な支援・助言を行う。

<相互協力の原則>

サッポロホールディングス社並びにグループ企業は、経済合理性を考慮しつつ、資材・製品・サービス等の調達をはじめとする事業の推進に相互協力するとともに、グループとしてのシナジー効果実現に努める。

(3) グループガバナンス体制構築の基本方針

当社は、サッポログループの経営理念及び経営の基本方針を具現化し、グループ全体の持続的な企業価値向上を図っていくために、グループガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、次のとおり、持株会社体制の下でグループ内における監督機能、業務執行機能及び監査機能を明確化し、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に努めています。

<監督機能>

取締役会は、グループ経営における監督機能を担い、法定事項及び取締役会規程に定める重要な業務執行事項について意思決定するとともに、代表取締役社長兼グループCEO、グループ執行役員、その他重要な使用人を選任し、その業務執行状況を監督する。

<業務執行機能>

代表取締役社長兼グループCEOは、当社取締役会の決定に基づき、グループ全体の業務執行を統括する。主要 事業会社の社長を兼務するグループ執行役員は、当社代表取締役社長兼グループCEOの全体統括の下、主要事業 部門の業務執行を統括する。

<監査機能>

当社は、取締役会から独立し、かつ各監査役が独立した立場(独任制)で取締役の職務の執行を監査する監査役設置会社を採用し、監査役会を設置する。

(4) グループガバナンス体制の強化に向けた取り組み

当社では、純粋持株会社体制に移行する以前の平成11年3月から執行役員制を導入し、また平成14年3月から取締役任期を1年に短縮するなど、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。平成15年7月に純粋持株会社体制に移行して以降、上記(3)に記載のとおりグループガバナンスの強化充実に取り組んでおり、また社外取締役も段階的に増員を図っており、今後ともガバナンスの強化充実に取り組んでいく所存です。

新経営構想に基づく取り組みは、当社グループの企業価値を向上させ、当社株主の共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものと考えます。また、コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、新経営構想を推進し、企業価値向上を図る基盤となるものと考えます。従って、かかる取り組みは、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること を防止するための取り組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に大規模買付者に遵守していただくべき一定の合理的なルール(大規模買付ルール)を定め、併せて大規模買付者がこれを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとし、これらを取りまとめて当社株券等の大規模買付行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)として以下のとおり定めます。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。) 又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の必要性

Iで述べましたとおり、大規模買付者は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討した上で意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も

行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と (代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

あわせて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取り組みとして、本対応方針を定めることとしました。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、並びに社外有識者(注4)の中から選任します。独立委員会の委員の氏名・略歴は(資料1)に記載のとおりです。

本対応方針においては、下記III 4. (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、下記III 4. (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を取る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、下記III 4. (1) に記載のとおりの例外的対応を取る場合、並びに下記III 4. (2) に記載のとおりの対抗措置を取る場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

また、本対応方針にかかる重要な判断に際し取締役会決議を行う場合には、出席する社外取締役の3分の2以上の賛成がない限り可決できないものとします。

注4: 社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を 主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1)情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいた上で、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めます。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定する場合があります。また、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストの発送日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)の上限として設定し、本必要情報が十分にそろわない場合であっても情報提供要請期間が上限に達して満了したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間を開始するものとします。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて30日間を限度に情報提供要請期間を延長できるものとします。他方、当社取締役会は、情報提供要請期間満了前であっても本必要情報がそろった場合には、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。

本必要情報の一般的な項目の一部は、以下の①から⑤のとおりですが、具体的内容は、大規模買付者の属性、大

規模買付行為の目的及び内容によって異なります。ただし、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めます。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供及びその理由も、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び関係者を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の 方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、基本的な経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営基本方針等」といいます。)
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、 大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその基本的な内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、法令又は取引所規則に基づき開示が求められる場合の他、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、情報提供要請期間が満了又は終了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。具体的な期間の設定は、買付の目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて、当初設定した期間を含み最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、当該大規模買付行為において、例えば次の①から⑤までに揚げられる行為等が意図されており、その結果として会社に回復し難い損害をもたらしたり、株主に株式の売却を事実上強要したりするおそれがあるなど、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって 一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ⑤ 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしない

で、公開買付け等の株式買付を行う行為

なお、当該大規模買付行為において、例えば、会社の資産を買付者の債務を担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限って行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

また、上記例外的措置を取る際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、必要に応じ外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること(例えば、買収後の利益等の具体的な数値など。)等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による大規模買付ルールの不遵守を認定することはしないものとします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けた上で決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。

なお、具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は(資料2)に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ 4. (1) に記載の例外的措置を取ること、又は上記Ⅲ 4. (2) に記載のとおりの対抗措置を取ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した 後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置を取ることが適切でないと取締役会が 判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する
- ② 新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予 約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社株主の共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を取ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様にかかわる手続きに ついては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の 払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行 使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付する ことがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基 づき別途お知らせいたします。ただし、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決 定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償 取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権 利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動 により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限及び失効・廃止

本対応方針は、当社第85回定時株主総会の開催日の平成21年3月27日より発効することとし、有効期限は平成22年3月31日までに開催される当社第86回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社第86回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとします。他方、同定時株主総会において本対応方針を継続することが承認されなかった場合、又は当社取締役会が本対応方針の継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しない場合には、本対応方針は上述の有効期限をもって失効します。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、あるいは本対応方針が失効することとなった場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定された場合であっても、企業価値向上、ひいては株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更や廃止を行うことがあります。その場合には、その変更・廃止内容を速やかにお知らせします。

なお、本対応方針の有効期限は当社第86回定時株主総会の終結の時まで約1年間ですので、取締役会が本対応方針の継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本対応方針は延長されず失効しますし、さらには、有効期限前に当社取締役会の承認を得て本対応方針を廃止することもできます。また、本対応方針においては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本対応方針の適用を排除することができますので、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。)には当たりません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。)でもありません。

7. 附則

平成21年3月27日開催の当社第85回定時株主総会の終結以前に当社が受領した意向表明書に基づく大規模買付行為への対応については、平成20年3月28日開催の当社第84回定時株主総会で承認された「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を引き続き適用し、また平成19年3月29日開催の当社第83回定時株主総会の終結以前に当社が受領した意向表明書に基づく大規模買付行為への対応については、旧方針(平成18年2月17日に導入し、当社第83回定時株主総会の終結の時をもって廃止した旧「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」)を引き続き適用いたします。

- IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由
- (1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主の共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主の共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 Iで述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としていること、また当社株主が望めば本対応 方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられ ます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを 大原則としつつ、当社株主の共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発 動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取 締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の 発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、必要に応じ外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(資料1)

[独立委員会の委員の氏名・略歴]

武藤春光(むとうしゅんこう)

昭和4年3月生まれ

昭和28年4月 横浜地裁判事補

昭和38年4月 東京地裁判事

昭和41年4月 司法研修所教官

昭和57年4月 東京高裁判事

昭和59年4月 新潟地裁所長

平成3年5月 広島高裁長官

平成4年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成4年10月 帝京大学法学部教授

平成15年3月 同学部 名誉教授(現在に至る)

大浦 溥(おおうらひろし)

昭和9年2月生まれ

昭和31年4月 富士通信機製造(現富士通株式会社)株式会社 入社

同社 総合企画室長 昭和53年7月

同社 取締役 昭和60年6月

昭和63年6月 同社 常務取締役

平成元年6月 株式会社アドバンテスト 代表取締役社長

同社 代表取締役会長 平成13年6月

平成15年6月 富士通株式会社 取締役 (現在に至る) 平成17年6月 株式会社アドバンテスト取締役相談役

平成19年6月 同社 相談役(現在に至る)

中谷 巌(なかたにいわお)

昭和17年1月生まれ

昭和40年4月 日産自動車株式会社 入社

昭和48年7月 ハーバード大学経済学部 講師・研究員

昭和49年7月 大阪大学経済学部 助教授

昭和59年4月 同学部 教授

一橋大学商学部 教授 平成3年10月

平成11年10月 多摩大学経営情報学部 教授

平成12年4月 株式会社三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&

コンサルティング株式会社) 理事長(現在に至る)

平成13年9月 多摩大学 学長

平成17年4月 一橋大学 名誉教授(現在に至る)

平成20年4月 多摩大学 名誉学長(現在に至る)

(資料2)

[新株予約権概要]

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式 (ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき 1 個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、580,000,000 株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当 社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者と他の株主とで、取得の対価に関し異なる取り扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。なお、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間においても、お客様視点に立ち、顧客価値創造のために積極的な活動を継続して推進しております。なお、当社グループの研究開発活動状況に重要な変更はございません。

当第2四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は、560百万円です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更があったものは、次のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの	設備の内容	投資予	定金額	資金調 達方法	着手及予定年		完成後の 増加能力
		名称		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
サッポロ ビール(株)	本社(東京 都渋谷区)	酒類	ソフトウェア (新販売物流) (注) 1	9, 481	7, 763	自己資 金及び 借入金	平成 16年9 月	平成 22年1 月	(注) 2

- (注) 1 酒類事業におきまして、サッポロビール株式会社(国内子会社)が計画しておりますソフトウェア(新販売物流)につきましては、開発スケジュールの遅延に伴い、投資予定金額および完成予定年月を変更しております。
 - 2 設備能力に大きな変化はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

会社名	所在地	事業の種 類別セグ	設備の内容	投資予	定金額	資金調	着手及 予定年		完成後の
五江石	771111111111111111111111111111111111111	メントの 名称	以湘沙四谷	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	達方法	着手	完了	増加能力
恵比寿ガーデンプレイス(株)	賃貸用不動 産(東京都 渋谷区)	不動産	賃貸用不動産 (土地・建物)	6, 890	_	自己資 金及び 借入金	平成 21年8 月	平成 21年8 月	(注) 3

(注) 3 設備能力に大きな変化はありません。

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	1, 000, 000, 000		
計	1, 000, 000, 000		

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	393, 971, 493	393, 971, 493	東京証券取引所市場第一部札幌証券取引所	単元株式数 1,000株
計	393, 971, 493	393, 971, 493	_	_

(注) 提出日現在の株式数には、平成21年8月1日から、この第2四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条12の規定に基づき発行した転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は、次のとおりであります。

第3回無担保転換社債(平成6年6月30日発行)			
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)		
転換社債の残高 (百万円)	19,710		
転換価格(円)	991		
資本組入額(円)	496		

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日~ 平成21年6月30日	_	393, 971, 493	_	53, 886	_	46, 543

		1 /3/22	21年0月30日現代
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
スティール・パートナーズ・ ジャパン・ストラテジック・ ファンド (オフショア), エル・ピー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	C/O MORGAN STANLEY FUND SERVICES (CAYMAN)LTD.P.O.BOX 2681 GT, CENTURY YARD 4TH FLOOR, CRICKET SQUARE HUTCHINS DRIVE GEORGE TOWN GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS BRITISH WEST INDIES (東京都中央区日本橋3-11-1)	69, 150	17. 55
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	13, 788	3. 50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	12, 332	3. 13
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	12, 241	3. 11
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	10, 434	2. 65
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	10, 162	2. 58
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	9, 919	2. 52
ザ・チェース・マンハッタン・ バンク・エヌエイ・ロンドン・ スペシャル・アカウント・ ナンバー・ワン (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	9, 698	2. 46
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	9, 375	2. 38
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	8, 698	2. 21
計		165, 798	42. 08

- (注) 1. スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド (オフショア), エル・ピーは、リミデッド・パートナーシップの形態をとる投資ファンドであり、当社として同ファンドを構成するパートナーの 議決権の保有状態を確認できず、金融商品取引法第163条第1項に定める主要株主に該当するかどうかは確認できておりません。
 - 2. みずほ信託銀行株式会社は上記以外に、資産管理サービス信託銀行株式会社退職給付信託みずほ信託銀行株式会社口として6,212千株保有しており、これをあわせて16,374千株保有しております。
 - 3. 株式会社みずほコーポレート銀行は上記以外に、みずほ信託退職給付信託みずほコーポレート銀行口として 4,702千株保有しており、これをあわせて13,400千株保有しております。

4. 平成19年1月11日に、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア), エル・ピーと、リバティー・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーの共同で、大量保有(変更) 報告書が関東財務局長に提出され、またこれに関する訂正報告書が平成19年1月22日及び2月14日にて提出 されておりますが、当社としては後者のリバティー・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーの当 第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記の大株主の状況は株主 名簿によっています。

その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L. P.	P. O. Box 2681 GT, Century Yard, 4th Floor, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town Grand Cayman, Caymanislands, British West Indies	66, 500	17. 52
Liberty Square Asset Management L.P.	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Country of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	4, 250	1. 12
計	-	70, 750	18.64

5. 平成19年1月11日に、株式会社みずほコーポレート銀行他4名の共同保有者から、大量保有(変更)報告書 が関東財務局長に提出されておりますが、当社としましては当第2四半期会計期間末における実質所有株式 数の確認ができておりませんので、上記の大株主の状況は株主名簿によっています。

その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行 ほか4名	東京都千代田区丸の内1-3-3	38, 906	10.60

6. 平成20年7月3日に、サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシーから、大量保有(変更)報告書 が関東財務局長に提出されておりますが、当社としましては当第2四半期会計期間末における実質所有株式 数の確認ができておりませんので、上記の大株主の状況は株主名簿によっています。 その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
Third Avenue Management LLC	622 Third Avenue, New York, NY 10017, USA	18, 377	4. 66

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)		内容
四月	1/4.2人数(1/4)	成八作の数(回)	ri分
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)		_
九王城八世州20(日 日州2047)	普通株式 2,087,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 387, 262, 000	387, 262	_
単元未満株式	普通株式 4,621,570	_	_
発行済株式総数	393, 971, 493	_	_
総株主の議決権	_	387, 262	_

- (注) 1 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式923株が含まれております。
 - 2 「完全議決権株式 (その他)」には証券保管振替機構名義の株式5,000株 (議決権 5 個) が含まれております。
 - 3 「完全議決権株式(自己株式等)」「完全議決権株式(その他)」「単元未満株式」は、全て普通 株式であります。

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株数の 割合(%)
(自己保有株式) サッポロホールディ ングス株式会社	東京都渋谷区 恵比寿4-20-1	2, 087, 000	_	2, 087, 000	0. 53
計	_	2, 087, 000	_	2, 087, 000	0. 53

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	564	431	433	458	455	555
最低 (円)	415	290	296	373	405	416

⁽注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から 平成21年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半 期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9, 545	22, 494
受取手形及び売掛金	52, 835	62, 258
有価証券	46	39
商品及び製品	15, 645	12, 560
原材料及び貯蔵品	9, 380	8, 848
その他	14, 105	23, 384
貸倒引当金	△185	△167
流動資産合計	101, 373	129, 418
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	360, 463	358, 590
減価償却累計額	△181, 784	△177, 716
建物及び構築物(純額)	178, 678	180, 873
機械装置及び運搬具	182, 928	180, 772
減価償却累計額	△136, 905	△134, 476
機械装置及び運搬具(純額)	46,022	46, 296
土地	79, 111	78, 893
建設仮勘定	9, 178	9, 14
その他	20, 225	20, 04
減価償却累計額	\triangle 16, 055	$\triangle 16,047$
その他(純額)	4, 169	3, 998
有形固定資産合計	317, 159	319, 207
無形固定資産		
のれん	15, 262	17, 018
その他	4, 250	3, 948
無形固定資産合計	19, 512	20, 966
投資その他の資産		
投資有価証券	29, 155	26, 460
長期貸付金	11, 270	10, 480
繰延税金資産	4, 951	5, 039
その他	16, 037	17, 523
貸倒引当金	△1,721	△1,809
投資その他の資産合計	59, 693	57, 693
固定資産合計	396, 365	397, 868
資産合計	497, 738	527, 286

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間末	前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表
	(平成21年6月30日)	(平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22, 129	23, 829
短期借入金	33, 836	43, 806
1年内償還予定の社債	19, 710	19, 710
未払酒税	23, 220	35, 585
未払法人税等	859	724
賞与引当金	933	1, 350
預り金	34, 577	46, 835
その他	44, 496	41, 361
流動負債合計	179, 762	213, 203
固定負債		
社債	53, 843	53, 843
長期借入金	81, 406	71, 892
繰延税金負債	12, 320	12, 303
退職給付引当金	7, 494	7, 531
役員退職慰労引当金	47	52
受入保証金	32, 515	32, 023
その他	16, 752	19, 573
固定負債合計	204, 378	197, 220
負債合計	384, 141	410, 424
純資産の部		
株主資本		
資本金	53, 886	53, 886
資本剰余金	46, 320	46, 325
利益剰余金	15, 013	19, 972
自己株式	△1, 070	△1,058
株主資本合計	114, 150	119, 126
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,505	3,046
為替換算調整勘定	△4, 287	$\triangle 5,536$
評価・換算差額等合計	△781	△2, 490
少数株主持分	228	226
純資産合計	113, 597	116, 862
負債純資産合計	497, 738	527, 286
只貝們貝圧口口	491, 138	321, 280

(単位:百万円)

当第2	四半期連結累計期間
(自	平成21年1月1日
至	平成21年6月30日)

	至 平成21年6月30日)
売上高	182, 413
売上原価	127, 631
売上総利益	54, 781
販売費及び一般管理費	
販売手数料	8, 866
広告宣伝費	9, 814
給料及び手当	9, 363
賞与引当金繰入額	502
退職給付費用	1, 534
その他	23, 356
販売費及び一般管理費合計	53, 437
営業利益	1, 344
営業外収益	
受取利息	199
受取配当金	368
為替差益	86
回収ギフト券損益	229
その他	248
営業外収益合計	1, 132
営業外費用	
支払利息	1, 764
持分法による投資損失	11
その他	182
営業外費用合計	1, 958
経常利益	518
特別利益	
固定資産売却益	19
特別利益合計	
特別損失	
固定資産除却損	529
投資有価証券評価損	87
たな卸資産評価損	125
特別損失合計	742
税金等調整前四半期純損失(△)	△204
法人税等	530
少数株主利益	2
四半期純損失(△)	<u> </u>
	△100

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	主 平成21年6月30日)
売上高	100, 791
売上原価	69, 483
売上総利益	31, 308
販売費及び一般管理費	
販売手数料	4, 776
広告宣伝費	3, 790
給料及び手当	4, 556
賞与引当金繰入額	502
退職給付費用	768
その他	12, 199
販売費及び一般管理費合計	26, 593
営業利益	4,714
営業外収益	
受取利息	103
受取配当金	247
持分法による投資利益	32
為替差益	39
回収ギフト券損益	132
その他	116
営業外収益合計	672
営業外費用	
支払利息	903
その他	144
営業外費用合計	1, 047
経常利益	4, 339
特別利益	<u> </u>
固定資産売却益	17
投資有価証券評価損戻入益	50
特別利益合計	67
特別損失	
固定資産除却損	265
特別損失合計	265
税金等調整前四半期純利益	4, 141
法人税等	1, 594
少数株主利益	1, 554
四半期純利益	2, 546
F1 281\Leq.1.1.TIII.	2, 540

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△204
減価償却費	11, 311
のれん償却額	506
退職給付引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 36$
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△71
受取利息及び受取配当金	△568
支払利息	1, 764
固定資産除売却損益(△は益)	470
投資有価証券評価損益(△は益)	87
売上債権の増減額(△は増加)	9, 792
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3, 549
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	7, 514
仕入債務の増減額(△は減少)	△1, 884
未払酒税の増減額(△は減少)	△12, 423
預り金の増減額 (△は減少)	△12, 258
その他	1, 887
小計	2, 339
利息及び配当金の受取額	730
利息の支払額	△1, 782
法人税等の支払額	△1, 496
法人税等の還付額	2, 792
営業活動によるキャッシュ・フロー	2, 584
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△2, 091
有形固定資産の取得による支出	△7, 650
有形固定資産の売却による収入	368
無形固定資産の取得による支出	△1, 139
その他	△1, 658
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12, 171
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△7, 476
長期借入れによる収入	19,000
長期借入金の返済による支出	△12, 590
配当金の支払額	△2, 736
その他	$\triangle 17$
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3, 821
現金及び現金同等物に係る換算差額	115
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△13, 292
現金及び現金同等物の期首残高	22, 217
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 8, 924
元业及5元亚国 号彻 22 2 1 7 7 7 2 回	0, 924

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

【四半期連結財務諸表作成	のための基本となる重要な事項等の変更】
	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日
	至平成21年1月1日
1. 持分法の適用に関する事	持分法適用関連会社
項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更
	当第2四半期連結会計期間より、安曇野食品工房株式会社の株式を取得したた
	め、持分法適用の範囲に含めております。
	(2) 変更後の持分法適用関連会社の数
	6社
2. 会計処理基準に関する事	(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用
項の変更	第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準
	第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿
	価切下げの方法)に変更しております。
	この変更に伴い、当第2四半期連結累計期間において、従来の方法によった場合に
	比べ、売上総利益が489百万円、営業利益が489百万円、及び経常利益が32百万円それ
	ぞれ減少し、税金等調整前四半期純損失が157百万円増加しております。
	なお、事業の種類別セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載して
	おります。
	(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適 用
	第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に
	関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行
	っております。
	この変更に伴い、在外子会社で計上しているのれんの償却を実施したため、当第2
	四半期連結累計期間において、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益
	がそれぞれ181百万円減少しており、税金等調整前四半期純損失が181百万円増加して
	おります。また、過年度分ののれん償却額については利益剰余金から減額しており、
	その結果、期首剰余金が1,477百万円減少しております。
	なお、事業の種類別セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載して
	おります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)
繰延税金資産及び繰延税金 負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の算定方法	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期 純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益 に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正を契機として有形固定資産の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より機械装置の耐用年数を変更しています。

この変更に伴い、当第2四半期連結累計期間において、従来の方法によった場合に比べ、売上総利益が689百万円、営業利益、及び経常利益がそれぞれ693百万円減少し、税金等調整前四半期純損失が693百万円増加しております。

なお、事業の種類別セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会 (平成21年6月		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)		
偶発債務 下記のとおり従業員等の借力 おります。 (保証債務)	入金に対し保証を行って	偶発債務 下記のとおり従業員等の何 おります。 (保証債務)	昔入金に対し保証を行って	
従業員(住宅取得資金) その他2社	1,179 百万円 85	従業員(住宅取得資金) その他2社	1,258 百万円 100	
計	1, 264	m+	1, 358	

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)

季節性要因による影響について

当グループの業績は、酒類・飲料・外食事業の需要に 大きな季節変動があります。このため、当第2四半期連 結累計期間に含まれる第1四半期連結会計期間において は、売上高が他の四半期連結会計期間と比較して低くな る傾向があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成21年6月30日現在)

(百万円)

現金及び預金勘定

9,545

預入期間が3か月を超える定期預金

 $\triangle 620$

現金及び現金同等物

8,924

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期連結会計 期間末株式数(千株)
普通株式	393, 971

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期連結会計 期間末株式数(千株)
普通株式	2, 087

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	2, 743	7.00	平成20年12月31日	平成21年3月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期 連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

摘要			当第 2 (自 至	四半期連結会 平成21年4月 平成21年6月	1 日		
1向女	酒類事業 (百万円)	飲料事業 (百万円)	外食事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上 高	79, 873	8, 299	7, 032	5, 585	100, 791	_	100, 791
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	1, 370	86	_	555	2, 012	(2, 012)	_
計	81, 244	8, 386	7, 032	6, 140	102, 803	(2, 012)	100, 791
営業利益又は営業損失 (△)	3, 591	150	△21	1, 785	5, 506	(791)	4, 714

摘要			当第 2 (自 至	四半期連結累 平成21年1月 平成21年6月	1 日		
1向安	酒類事業 (百万円)	飲料事業 (百万円)	外食事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上 高	143, 137	14, 854	13, 282	11, 138	182, 413	_	182, 413
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	2, 468	108	_	1, 105	3, 681	(3, 681)	_
計	145, 605	14, 962	13, 282	12, 244	186, 095	(3, 681)	182, 413
営業利益又は営業損失 (△)	△200	△72	△443	3, 561	2, 845	(1, 500)	1, 344

(注) 1 事業区分の方法は、日本標準産業分類を参考にし、各事業の営業内容の類似性により区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
酒類事業	ビール・発泡酒・新ジャンル・ワイン・洋酒・焼酎・物流・プラント他
飲料事業	飲料水・菓子
外食事業	ビヤホール・レストラン
不動産事業	不動産賃貸・不動産販売・商業施設運営・ユーティリティ供給・スポー
(1) 判压	ツ施設運営

3 会計方針の変更

(1)棚卸資産の評価方法

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の営業損失が、酒類事業で372 百万円、飲料事業で116百万円それぞれ増加しております。

(2)在外子会社の会計処理

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の営業損失が、酒類事業で181 百万円増加しております。

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

追加情報に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正を契機として有形固定 資産の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より機械装置の耐用年数を変更しています。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の営業損失が、酒類事業で685 百万円増加、飲料事業で0百万円減少、外食事業で6百万円増加しており、営業利益が、不動産事業で0百万 円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)

本国の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるので記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	289. 29円	1株当たり純資産額	297.60円

2. 1株当たり四半期純利益金額等又は1株当たり四半期純損失金額

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額 1.88円	1株当たり四半期純利益金額 6.5	50円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 6.1	14円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損 失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△738	2, 546
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	_
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	△738	2, 546
期中平均株式数(千株)	391, 904	391, 893
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	_	△18
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(-)	(35)
(うち連結子会社の潜在株式に係る四半期純利益 調整額)	(-)	(△54)
普通株式増加数(千株)	-	19, 889
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		_

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

サッポロホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野隆良 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 玉井哲史 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサッポロホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サッポロホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- (1)「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用している。
- (2)「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。